

令和8年1月30日  
担当課名：経営戦略部契約検査課  
担当：入札係  
内線：1353  
直通：092-332-2102

## 指名停止措置状況書

### 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者 東京都渋谷区本町1-13-3  
株式会社トーニチコンサルタント  
代表取締役社長 横井 輝明
- 2 指名停止の期間 令和8年1月30日から令和8年4月29日まで（3月間）
- 3 事実概要  
当該業者は、名古屋市が発注する特定跨線橋点検等業務の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けた。
- 4 指名停止の理由  
上記の事実は、糸島市指名停止等措置規程別表第2第4号の規定に該当する。  
従って、本件については、指名停止3月間とする。  
※課徴金減免制度適用対象のため、2分の1の期間としている。

【指名停止等措置規程別表第2第4号（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準に該当）】

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 4 他の公共機関が発注した工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6月以上18月以内